

名古屋港管理組合請負工事監督基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋港管理組合請負工事監督要綱（平成21年訓第10号）第4条の規定に基づき、工事の監督に必要な技術的事項を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(監督の方法)

第2条 監督の方法は、承諾、指示、協議、立会、確認、把握等の方法による。

(工事材料の確認)

第3条 設計図書において、検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。

(工事施工状況の確認)

第4条 設計図書に示された場合及び別表1「段階確認一覧表」および別表2「施工状況把握一覧表」に基づき、監督職員が臨場等により出来形、品質、規格、数値等を確認する。なお、工事内容及び施工状況等により別表によりがたい場合は、適正な履行が確保される範囲で現場の実情に合わせて運用できるものとする。

(工事施工状況等の把握)

第5条 主要な工種について、適宜臨場等により施工状況等を把握する。

(その他)

第6条 工事完了後の現場整理状況等の跡片付けを確認する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1
段階確認一覧表

土木工事		愛知県 土木工事監督要領 別表 1 「段階確認一覧表」による
施設工事	公共建築工事(建築工事、機械設備工事、電気設備工事)	愛知県 建築工事品質管理要領(施工編)による
	電気通信設備工事	国土交通省 電気通信設備工事監督基準(案) 別表「段階確認一覧表」による
	機械工事	国土交通省 機械工事施工ハンドブック 別表4-1「確認(段階確認)・施工状況把握項目一覧表」による
	船舶製造(修繕)工事	特記仕様書による

注1) 表は、検査の目安であり、工事内容及び施工状況等を勘案して適宜実施することができる。

重点監督の対象工事においては、適切な施工がなされるよう、通常より確認の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備することとする。

一般監督：重点監督以外の工事

重点監督：低入札価格調査制度の対象工事

主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事

注2) 表中の工種以外のものについては、監督職員が上記に準じて適切に設定することができる。

別表 2

施工状況把握一覧表

土木工事		愛知県 土木工事監督要領 別表 1 「施工状況把握一覧表」による
施設工事	公共建築工事(建築工事、機械設備工事、電気設備工事)	愛知県 建築工事品質管理要領（施工編）による
	電気通信設備工事	なし
	機械工事	国土交通省 機械工事施工ハンドブック 別表 4－1 「確認（段階確認）・施工状況把握項目一覧表」による
	船舶製造（修繕）工事	特記仕様書による

注 1) 表は、検査の目安であり、工事内容及び施工状況等を勘案して適宜実施することができる。

重点監督の対象工事においては、適切な施工がなされるよう、通常より確認の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備することとする。

一般監督：重点監督以外の工事

重点監督：低入札価格調査制度の対象工事

主たる工種に「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工事

注 2) 表中の工種以外のものについては、監督職員が上記に準じて適切に設定することができる。